豊 岡 市

障害者福祉のしおり

『光と唄と未来』
第 16 回 がっせぇアート展　がっせぇアート賞受賞作品

社 会 福 祉 課　／　各 振 興 局 市 民 福 祉 課

２０２６年度版

豊岡市
TOYOOKA

は　じ　め　に

豊岡市をはじめとする行政、支援機関等が、障害者支援を目的とした相談・サービス、補助・助成、割引控除など多様なサービスを展開しています。その各種サービス等について、概要をこの「障害者福祉のしおり」にまとめました。

各種サービス等の利用には、対象要件があるもの、事前申請が必要なものもあります。詳しい内容や申請方法につきましては、それぞれの担当課・関係機関へお問い合わせください。

〇このしおりは、**2026 年 7 月**現在で作成したものです。

〇市のホームページにも掲載しています。

目　　次

1 市役所の窓口案内

豊岡市役所立野庁舎（豊岡市福祉事務所）、豊岡市役所、各振興局 5

2 相談窓口

豊岡市障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所 7

豊岡市障害者虐待防止センター、豊岡市総合相談・生活支援センター「よりそい」 7

但馬障害者就業・生活支援センター、ハローワーク豊岡、豊岡健康福祉事務所 8

豊岡こども家庭センター、豊岡市教育委員会、豊岡市こども支援センター 8

豊岡市社会福祉協議会 9

3 各種相談

障害者差別の相談、障害者のための弁護士・福祉専門職無料法律相談、早期教育相談 10

福祉サービス苦情解決制度、兵庫県視覚障害者福祉協会、民生委員・児童委員 11

4 身体・知的・精神障害者相談員（相談日）

身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員 12

5 手帳の交付

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 14

6 医療費助成

重度障害者医療費の助成、高齢重度障害者医療費の助成 15

障害認定による後期高齢者医療費制度の適用 16

自立支援医療（精神通院医療、更生医療、育成医療） 16

7 自立支援給付事業

身体障害者（児）補装具費の支給 18

軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業 19

介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付・障害児通所給付 20

8 地域生活支援事業

相談支援事業、基幹相談支援センター、地域活動支援センター、 24
成年後見制度、意思疎通支援事業、移動支援事業、日中一時支援事業 24
身体障害者デイサービス事業、訪問入浴事業、日常生活用具給付事業 25

9 障害福祉サービス事業所一覧（市内）

市内障害福祉サービス事業所一覧 26

10 手当等

市福祉金、特別障害者手当 34
障害児福祉手当、特別児童扶養手当 35
心身障害者扶養共済制度、障害基礎年金、障害厚生年金 36
特別障害給付金 37

11 交通機関割引制度

JR・私鉄運賃割引、バス・乗合交通 運賃割引 38
タクシー運賃割引、福祉タクシー等共通利用券の交付 39
国内航空運賃割引、フェリー・定期航路などの乗船料金割引 40

12 自動車関連サービス

有料道路通行料の割引 41
兵庫ゆずりあい駐車場制度 42
駐車禁止除外指定車標章の交付 43
自動車運転免許取得費の助成、身体障害者自動車改造費の助成 44

13 税の減免、各種割引

各種税の軽減、自動車税等の減免 45
マル優（非課税貯蓄）制度、ごみ処理手数料の免除、NHK受信料の減免 46
NTT 無料番号案内、携帯電話基本料金等の割引、観光施設等料金割引 47

14 貸付制度

生活福祉資金の貸付 48

15 防災関係

災害時要援護者登録制度 49
避難情報について 50
『ひょうご防災ネット（メール版)』の登録 51
災害時安心ファイル、防災情報 FAX 等の利用 52
聴覚障害者等緊急通報 FAX、NET119 緊急通報システム 53

16 その他の制度

住宅改造費の助成「豊岡市人生いきいき住宅助成金」 54
ヘルプマーク・ヘルプカードの交付、補聴器購入費助成、福祉用具の貸出し 55
広報紙朗読 CD の配布、読書支援サービス、磁気ループシステムの設置・貸出し 56
ニュースポーツ体験・用具の貸出し 56
郵便による不在者投票制度、自動車事故対策機構による介護料の支給 57
日常生活自立支援事業、デイケア・サロン 57
サポートファイル、青い鳥学級、くすの木学校 58

17 セルフヘルプグループ一覧

セルフヘルプグループ一覧表 59

18 割引施設一覧

入浴施設、美術館・博物館等、公園 60

障害者に関するマーク

ご存じですか？障害者に関するマーク 65

1 市役所の窓口案内

豊岡市役所立野庁舎（豊岡市福祉事務所）（〒668-0046　豊岡市立野町 12-12）

・社会福祉課

障害者福祉に関すること　TEL：0796-24-7033　FAX：0796-24-4516

生活保護に関すること　TEL：0796-24-7031　FAX：0796-24-4516

・高齢者支援課

高齢者福祉に関すること

TEL：0796-29-0055　FAX：0796-29-3144

豊岡地域包括支援センター

TEL：0796-24-2409　FAX：0796-29-3144

・介護保険課

介護保険制度に関すること

TEL：0796-24-2401　FAX：0796-29-3144

・健康増進課

健康相談・健康教育・訪問指導・歯や栄養に関すること

TEL：0796-24-1127　FAX：0796-24-9605

・福祉監査課

社会福祉法人の認可、事業者の指定、指導監督に関すること

TEL：0796-21-9093　FAX：0796-24-4516

豊岡市役所（〒668-8666　豊岡市中央町 2-4）

・窓口サービス課

戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、マイナンバーカードの申請・交付に関すること

・国保・年金課

国民健康保険の資格管理・給付、後期高齢者医療の資格管理・保険料徴収、福祉医療費助成、養育医療、国民年金、児童手当に関すること

・税務課

市税に関すること

各振興局

・市民福祉課

障害者福祉、高齢者福祉、介護保険、社会援護、母子・児童福祉、健康相談・健康教育・訪問指導、国民年金、国民健康保険、福祉医療、戸籍、市税、環境衛生等

城崎振興局　〒669-6195　豊岡市城崎町桃島 1057-1
TEL 0796-32-0001（代表）　FAX 0796-32-0007

竹野振興局　〒669-6292　豊岡市竹野町竹野 1585-1
TEL 0796-47-1111（代表）　FAX 0796-47-1850

日高振興局　〒669-5391　豊岡市日高町祢布 920
TEL 0796-42-1111（代表）　FAX 0796-42-1120

出石振興局　〒668-0292　豊岡市出石町内町 1
TEL 0796-52-3111（代表）　FAX 0796-52-6033

但東振興局　〒668-0393　豊岡市但東町出合 150
TEL 0796-54-1000（代表）　FAX 0796-54-1005

2 相談窓口

豊岡市障害者基幹相談支援センター

身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童発達などの、福祉サービス等総合的な相談支援を行います。転入の方、他の支援機関からの相談窓口にもなります。

豊岡市立野町 12-12　TEL：0796-21-9147　FAX：0796-24-4516

相談支援事業所

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。

・豊岡市障害者相談支援事業所（障害全般）
　豊岡市立野町 12-12　　TEL：0796-26-6060　FAX：0796-26-6070

・北但広域療育センター相談支援事業ぴあほくたん（主に児童）
　豊岡市戸牧 1029-11　　TEL：0796-22-8688　　FAX：0796-22-8811

・生活支援センター　ほおずき（主に精神障害）
　豊岡市戸牧 1510-6　　TEL：0796-29-1717　　FAX：0796-24-6061

・ぷろじぇくと Plus 相談スペースポッシュ（障害全般）
　豊岡市寿町 8-40　　TEL：0796-37-8458　FAX：0796-37-8459

豊岡市障害者虐待防止センター

障害者の虐待にかかわる通報や届出、支援などの相談を受けています。
豊岡市立野町 12-12　　TEL：0796-24-7033　FAX：0796-24-4516

豊岡市総合相談・生活支援センター「よりそい」

生活上の悩みごとや困りごとについて、ご本人やご家族からの相談に応じ、専門機関と一緒になって解決・改善に向けての支援を行います。

豊岡市立野町 12-12　　TEL：0796-23-1940　FAX：0796-26-6070

但馬障害者就業・生活支援センター

障害者の就職活動から職場定着および就労後の生活に関する相談を行っています。障害者雇用を考える事業主の方の相談も受けています。

豊岡市寿町 8-40　　TEL：0796-37-8458　FAX：0796-37-8459

ハローワーク豊岡（公共職業安定所）

障害者の職業に関する相談・斡旋を行っています。

豊岡市寿町 8-4　　TEL：0796-23-3101　FAX：0796-24-4881

豊岡健康福祉事務所（保健所）

低体重児、心身障害、難病特定疾患、精神障害、エイズ、栄養等専門相談や家庭訪問を行っています。
また、デイケア事業、通院患者リハビリテーション事業など精神障害者を対象とした事業の窓口です。

豊岡市幸町 7-11　TEL：0796-23-1001（代）　FAX：0796-24-4410

豊岡こども家庭センター（児童相談所）

18 歳未満の子どもを対象に、専門的な知識と技術を必要とする、児童虐待・発達障害などの問題について、相談に応じています。

豊岡市正法寺 446　TEL：0796-22-4314（代）　FAX：0796-24-0484

豊岡市教育委員会

障害のある児童・生徒の教育相談や特別支援学級への入級、特別支援学校への入学など、教育関係の相談にあたります。

豊岡市中央町 2-4　TEL：0796- 23-5110　　FAX：0796-23-6577

豊岡市こども支援センター（ふれあいルーム併設）

学校に行きづらい児童生徒、特別な支援を必要とする児童生徒の相談や、保護者の子育ての悩み、心配ごとの相談にあたります。

豊岡市大手町４-５　アイティ７階 TEL：0796-21-9003 FAX：0796-24-8330

豊岡市社会福祉協議会

市民のみなさんの善意と協力によって、地域の社会福祉の増進を図る団体です。

本　　所	TEL：0796-23-2573	FAX：0796-24-4511
城崎支所	TEL：0796-32-4503	FAX：0796-32-2940
竹野支所	TEL：0796-47-1423	FAX：0796-47-1878
日高支所	TEL：0796-42-0100	FAX：0796-42-4731
出石支所	TEL：0796-52-3024	FAX：0796-52-5716
但東支所	TEL：0796-54-0181	FAX：0796-54-0182

3 各種相談

◎障害者差別についての相談

障害のある方やそのご家族等から、障害者差別解消法が禁じる障害者差別について、相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）が相談を受け付けています。

〔相談窓口〕兵庫県障害者差別解消相談センター
TEL：078-362-3356　FAX：078-362-3911
メール：counseling@pref.hyogo.lg.jp

※平日 10 時～16 時まで（13時～14 時および年末年始を除く）

◎障害者のための弁護士・福祉専門職　無料法律相談

差別や虐待、悪徳商法、財産管理等々、法律に関わる問題やお悩みに、弁護士と福祉専門職（社会福祉士、精神保健福祉士等）が無料で対応します。

〔相談日〕毎週火・木曜日　13：00～16：00

〔相談方法〕TEL：078-362-0074

問合せ　▶　兵庫県障害福祉課　TEL：078-362-9104　FAX：078-362-3911

◎早期教育相談

兵庫県内の特別支援学校では、０歳から教育相談を受け付けています。

【但馬地区】

県立豊岡聴覚特別支援学校	TEL：0796-22-2114	FAX：0796-24-5216
県立出石特別支援学校	TEL：0796-52-3565	FAX：0796-52-3566
県立出石特別支援学校みかた校	TEL：0796-95-1225	FAX：0796-95-1227
県立和田山特別支援学校	TEL：079-674-0214	FAX：079-674-0279

◎福祉サービス　苦情解決制度のご案内

福祉サービスの利用者を保護する制度として、利用者が提供されたサービスに満足できなかった場合、苦情申し立てができる制度です。

問合せ　▶　兵庫県福祉サービス運営適正化委員会（兵庫県社会福祉協議会）
TEL：078-242-6868　FAX：078-271-1709

◎兵庫県視覚障害者福祉協会

点字図書や同行援護サービスの利用、見えない・見えにくい方が使いやすい用具類等について相談を受け付けています。

問合せ　▶　TEL：078-222-5556　FAX：078-222-5564（※月～金曜　9：00～17：00）

◎民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤特別職の地方公務員として福祉行政に携わっています。また、児童福祉に関する問題を専門に扱う主任児童委員も配置されています。お困りのことや相談ごとがあれば、お住まいの地区の民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください。各地区の担当民生委員・児童委員については、市社会福祉課または各振興局市民福祉課へお問い合わせください。

問合せ　▶　社会福祉課地域福祉係または各振興局市民福祉課

4 身体・知的・精神障害者相談員（相談日）

◎身体障害者相談員

身体に障害のある方の福祉の増進を図るため、その方々の相談に応じ、更生のために必要な援助を行っています。

身体障害者福祉相談を下記のとおり行っています。

なお、相談日や会場が変更になる場合がありますので、広報等でご確認ください。

※相談は予約が必要となっております。

・身体障害者相談（各種障害）
〔開催日〕偶数月　第１水曜日（13：00～16：00）
〔場　所〕豊岡健康福祉センター1 階　豊岡市身体障害者福祉協会

・視覚障害者相談
〔開催日〕偶数月　第４金曜日（13：00～15：00）　※１人 30 分
〔場　所〕豊岡健康福祉センター１階　視覚障害者室

・聴覚障害者相談　※相談員は手話ができますので、手話が必要な方もご相談ください。
〔開催日〕奇数月　第４火曜日（13：00～16：00）
※９月は第３火曜日に行います。
〔場　所〕豊岡健康福祉センター２階　たじま聴覚障害者センター

問合せ　▶　社会福祉課障害福祉係または各振興局市民福祉課

◎知的障害者相談員

知的障害のある方の更生援護に関して、本人または保護者等からの相談に応じ、必要な指導、助言を行っています。

知的障害者福祉相談を下記のとおり行っています。

なお、相談日や会場が変更になる場合がありますので、広報等でご確認ください。

〔開催日〕毎月　第２水曜日（9：00～11：00）
〔場　所〕豊岡市役所立野庁舎

問合せ　▶　社会福祉課障害福祉係または各振興局市民福祉課

◎精神障害者相談員

精神障害者保健福祉等に関し、市内の兵庫県精神障害者相談員が本人または家族等からの相談に応じ、必要な助言を行うことにより精神障害者の保健福祉の増進を図るため、精神障害者福祉相談を下記のとおり行っています。

なお、相談日や会場が変更になる場合がありますので、広報等でご確認ください。

〔開催日〕木曜日（ロマンハウスのみ土曜日）　10：00～12：00

地域	開催日		会場
豊岡地域	９月	第４木曜日	立野庁舎 １Ｆ『相談室Ａ』
	６・８・11・２月	第４土曜日	ロマンハウス（中陰 316-12）
	４月	第２木曜日	生活支援センターほおずき （戸牧 1510-6）
城崎地域	４・８・１月	第２・第４ 木曜日	城崎庁舎 １Ｆ『相談室』
竹野地域	６・12・３月	第２・第４ 木曜日	竹野健康福祉センター ２Ｆ『視聴覚研修室』
日高地域	５・７・10・１月	第４木曜日	日高健康福祉センター １Ｆ『研修室（和室）』
出石地域	９・11・２月	第２木曜日	出石健康福祉センター １Ｆ『ボランティア室』
	５月	第２木曜日	地域活動支援センター ぴあほのか （出石町町分 492-1）
但東地域	７・10・12・３月	第２・第４ 木曜日	但東健康福祉センター ２Ｆ『研修室』

問合せ　▶　社会福祉課障害福祉係または各振興局市民福祉課

5 障害者手帳の交付

◎身体障害者手帳

身体障害者手帳とは、身体障害者福祉法に基づき、身体に一定の障害のある人に対してその自立を援護するために交付されるものです。

身体障害者手帳の交付の対象となる障害は、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能の障害で、程度により１級から７級まであります。

ただし、７級の障害は、１つのみでは交付の対象とはなりません。７級の障害が２つ以上重複する場合、または７級の障害が６級以上の障害と重複する場合は、交付の対象となります。

◎療育手帳

療育手帳とは､知的障害や発達障害のある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするために交付される手帳です。

障害の程度は、「A」（重度)、「B１」（中度)、「B２」（軽度）に区分されています。

◎精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳とは、精神障害のため長期にわたり、日常生活または社会生活への制約がある方に、その自立と社会参加の促進を図るために交付されるものです。 この精神障害者保健福祉手帳を所持することにより、各種のサービスを受けることができます。障害の等級は､1級から３級までです。

（２年ごとの更新手続きが必要です。）

問合せ ▶ 社会福祉課障害福祉係または各振興局市民福祉課

6 医療費助成

◎重度障害者医療費の助成

後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入されている方で、下記の要件を満たす方の医療費を助成します。医療機関等を受診される際に、健康保険の資格情報が確認できるもの（マイナ保険証、資格確認書など）と「重度障害者医療費受給者証」を提示することにより、健康保険が適用される医療費について、限度額までの負担となります。

（１）国民健康保険、または各種医療保険の被保険者および被扶養者
（２）次のいずれかの手帳の交付を受けている方
　・身体障害者手帳１級または２級
　・療育手帳Ａ判定
　・精神障害者保健福祉手帳１級
（３）障害者本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定の水準以下であること
※申請により審査し交付されます。

問合せ　▶　国保・年金課または各振興局市民福祉課

◎高齢重度障害者医療費の助成

後期高齢者医療制度に加入している方で、上記の「重度障害者医療費助成」での障害要件（２）（３）、所得要件等に該当する方に対して医療費を助成します。

医療機関等を受診される際に、健康保険の資格情報が確認できるもの（マイナ保険証、資格確認書など）と「高齢重度障害者医療費受給者証」を提示することにより、健康保険が適用される医療費について、限度額までの負担となります。

〔重度障害者医療制度・高齢重度障害者医療制度の一部負担金（本人負担額）〕

外来の場合

ひとつの医療機関、薬局あたり１日 600 円まで、月２回（1,200 円）までの負担となります。（低所得者の方は１日 400 円、月２回（800 円）まで）
※2021 年７月から訪問看護ステーションの行う訪問看護療養費が助成対象に追加されています。

入院の場合

かかった医療費の１割負担で、月額 2,400 円までの負担となります。
（低所得者の方は１ヶ月 1,600 円まで）
（４ヶ月連続入院した場合は、４ヶ月目以降の一部負担金は無料です。）

※受給者証は兵庫県以外の病院・薬局では使えませんので、領収書、振込口座のわかるものなどをお持ちいただければ、払い戻しができます（詳細はお問い合わせください）。

問合せ　▶　国保・年金課または各振興局市民福祉課

◎障害認定による後期高齢者医療制度の適用

下記の要件に該当される方は、申請により後期高齢者医療広域連合の認定を受けると、後期高齢者医療制度が適用されます。

〔対象者〕
市内に居住している 65 歳以上 75 歳未満の一定の障害のある方で、
①身体障害者手帳１～３級所持者
②身体障害者手帳４級所持者で以下の障害名が手帳に記載されている方
・音声・言語機能の障害
・両下肢のすべての指を欠くもの
・一下肢を下腿の２分の１以上欠くもの
・一下肢の機能の著しい障害
③障害基礎年金証書の障害の等級が１、２級の方
④療育手帳Ａ判定の方
⑤精神障害者保健福祉手帳１、２級の方

〔手続に必要なもの〕
障害の程度が確認できるもの
（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書等）

問合せ　▶　国保・年金課または各振興局市民福祉課

◎自立支援医療

自立支援医療とは、それぞれの対象となる医療費（保険診療）の自己負担額の一部を公費にて負担する制度です。（内容は次ページ）
必ず事前申請してください。受診や治療後の申請になると適用が受けられません。
なお、所得によっては制度の対象にならないことがあります。

〔認定手続き〕
自立支援医療の支給認定には診断書等が必要ですので、申請時にご相談ください。
支給認定がおりると、「自立支援医療受給者証」と「自己負担限度額管理票」が交付されます。
受給者証と管理票は、医療機関の窓口に保険証とともに提示して下さい。

〔自己負担額〕
指定の医療機関（病院・薬局）で医療を受けた場合の自己負担額は、原則として**医療費の１割**となります。ただし、世帯の所得、医療内容によって自己負担上限額（月額）が設定されます。
※自立支援医療でいう世帯とは、実際に医療を受ける人と同じ医療保険に加入している家族です（住民票による世帯ではありません）。

〔自立支援医療の内容〕

◎精神通院医療

精神疾患で通院されている方が、安定して治療を受けることができるように、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費の一部を公費負担します。

精神通院医療の受給者証の有効期間は最長１年間です。期間更新の際には申請が必要です。

◎更生医療

身体障害者の障害を軽減して、日常生活能力、職業能力を回復・改善するための医療にかかる医療費が対象です。病院等で、手術・治療等が更生医療に該当するか確認してください。

〔対象者〕18 歳以上で身体障害者手帳を所持している方

〔内　容〕・ペースメーカー埋込み術、人工弁置換など（心臓障害）
・人工透析、腎移植など（腎臓障害）
・肝臓移植術および抗免疫療法など(肝臓障害)
・人工関節置換術（肢体障害）　ほか

◎育成医療

身体に障害のある児童、またはその恐れのある児童（18 歳未満）が、早い時期に治療を行うことにより、障害の軽減を図り、生活能力を得るために医療費の一部を公費負担する制度です。病院等で、手術・治療等が育成医療に該当するか確認してください。

〔対象者〕18 歳未満で身体に障害がある方。または、その恐れがある児童で、確実な治療の効果が期待できる方

〔対象となる疾病〕
・唇顎口蓋裂など（音声・言語・そしゃく機能障害）
・先天性股関節脱臼など（肢体不自由）
・斜視、白内障など（視覚障害）
・心室中隔欠損症など（心臓機能障害）　ほか

問合せ　▶　社会福祉課障害福祉係または各振興局市民福祉課

7 自立支援給付事業

◎身体障害者（児）補装具費の支給

身体障害者手帳をお持ちの方および難病患者等に、身体上の障害を補うための用具（補装具）の購入、借受けまたは修理に必要な金額の支給を行います。

※助成できる金額に上限があります。
※必ず事前申請してください。
※労災、介護保険等の認定を受けておられる方など、他法により補装具の交付を受けることができる場合には原則として交付されません。
※介護保険により給付を受けることのできる補装具（既製品の車いすなど）は、介護保険法による貸与が優先となります。

障害	補装具
視覚障害	盲人安全つえ、義眼、眼鏡　など
聴覚障害	補聴器
肢体障害	車いす、電動車いす、歩行器、義足・義手・装具、姿勢保持装置、重度障害者用意思伝達装置　など

〔手続き〕一部を除き、医師の意見書もしくは身体障害者更生相談所の判定（身体障害児の場合、指定育成医療機関の医師等が作成した意見書）が必要となりますので、申請時にご相談ください。

〔費 用〕補装具の購入、借受けまたは修理に必要な金額支給に係る自己負担額は、原則１割です。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

問合せ　▶　社会福祉課障害福祉係または各振興局市民福祉課

◎軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業

豊岡市に住所を有する０歳から 18 歳に達する日以降の最初の３月 31 日までの間の者、かつ身体障害者手帳の交付対象とならない者に対して、補聴器購入費を一部助成します。

ただし、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断したものに限ります。

※労災など、他法により交付を受けることができる場合は、原則対象外です。

<table>
<tr><th>項目</th><th>名称</th><th>１台（一式）
あたりの助成額</th><th>補聴器に含まれるもの</th><th>耐用
年数</th></tr>
<tr><td rowspan="6">補聴器</td><td>ポケット型</td><td rowspan="4">40,000 円</td><td rowspan="3">・補聴器本体（電池を含む）
・耳あて（イヤモールド：
必要とする場合）</td><td rowspan="8">５年</td></tr>
<tr><td>耳かけ型</td></tr>
<tr><td>耳あな型
（レディメイド）</td></tr>
<tr><td>骨導式ポケット型</td><td>・補聴器本体（電池を含む）
・骨導レシーバー
・ヘッドバンド</td></tr>
<tr><td>骨導式眼鏡型</td><td rowspan="2">100,000 円</td><td>・補聴器本体（電池を含む）
・平面レンズ</td></tr>
<tr><td>耳あな型
（オーダーメイド）</td><td>・補聴器本体（電池を含む）</td></tr>
<tr><td>補聴システム</td><td>補聴システム（一式）</td><td>100,000 円</td><td>・送信機（電池を含む）
・受信機</td></tr>
<tr><td rowspan="2">耳当て等交換</td><td>耳あて
（イヤモールド）</td><td>6,000 円</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">３ヶ月</td></tr>
<tr><td>耳あな型シェル
（オーダーメイド）</td><td>18,000 円</td></tr>
</table>

〔手続き〕申請書、医師の意見書（豊岡市指定様式）、見積書の提出が必要です。
※必ず事前申請してください。

問合せ　▶　社会福祉課障害福祉係または各振興局市民福祉課

◎介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付・障害児通所給付

障害の種類（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害者（児）の自立支援を目的にサービスを提供します（事前相談が必須です）。

〔対象者〕

原則として、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人および難病患者等。18 歳未満の方は、障害者手帳等を未所持でもサービスの必要性を認められれば利用できます。精神障害の場合は、医師の診断書や自立支援医療受給者証（精神通院医療）等を提出された方も対象となることがあります。

ただし、介護保険でサービスを受けられる方は介護保険法による保険給付が優先となりますので、介護保険課（TEL：24-2401）にご相談ください。

〔手続の方法〕

1　情報提供と相談

市または相談支援事業者等にご相談ください。

2　支給申請

サービスが必要な場合は、次のものを持参して申請してください。

・市町村民税額のわかるもの（前年度の１月１日に豊岡市在住でない場合）
・障害基礎年金等収入額のわかるもの（市町村民税非課税世帯の場合）
・申請者、申請者に係る配偶者や扶養義務者の個人番号（マイナンバー）

3　指定特定相談支援事業所に依頼

指定の相談支援事業所（p.26 参照）にサービス等利用計画(案)の作成を依頼してください。

4　聞き取り調査

市の調査員が訪問調査します。

国の定めた事項について本人と家族等から聞き取りを行います。

5　審査・判定

聞き取り調査の結果と医師意見書により、豊岡市障害者自立支援認定審査会にて障害支援区分を判定します。

(訓練等給付のみ利用する場合や障害児の場合、判定は行いません。)

6　支給決定

障害支援区分、サービス利用計画等を勘案し、利用できるサービスの種類と支給量、利用者負担等を決定しその内容を記載した「受給者証」を交付します。

7　サービスの利用

利用前に指定事業所（p.27～32参照）を選び、契約を行ってください。

〔費用負担〕

自己負担額は、サービス費用の１割です。ただし、所得区分に応じて、一定の上限額が設定されます。

区分	月額負担上限額
生活保護世帯の方	0 円
市町村民税非課税世帯の方	0 円
市町村民税課税世帯の方 ＜一般＞	37,200 円 （者：9,300 円） （児：4,600 円）

※上記月額負担上限額の認定にあたって、所得を判断する際の世帯の範囲は、18 歳以上の障害者は障害のある方とその配偶者、障害児（施設入所の 18、19 歳を含む）は保護者の属する住民基本台帳での世帯となります。
※ 一般区分の（　）書きの負担額となる方は市町村民税所得割が 16 万円（障害児の場合は 28 万円）未満の方のみとなります。
※入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、所得割に関わらず、月額負担上限額が 37,200 円となります。

●変更が必要となった時は

受給期間中に障害の程度や介護者の状況が変化するなどして、利用するサービスの支給量や障害支援区分を変更する必要が生じた場合は変更申請が可能です。市が認めた場合に見直しをします。

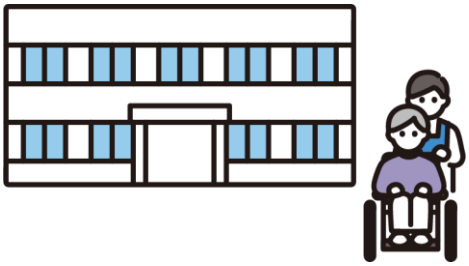

〔**サービスの内容**〕

●**介護給付**（障害支援区分：必要　※同行援護に関しては区分は不要です。）

居宅介護 （ホームヘルプ）	入浴、排せつ、食事の介護など、在宅生活における介護サービスを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有し常に介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護および移動の介護等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に移動時の支援を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有し常に介護を必要とする方に、移動の介護、危険回避のための支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、病院などの施設において機能訓練、必要な医療、療養上の管理、看護、医学的な管理下における介護等を行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に、日中の支援施設等で入浴、排せつ、食事等の介護や創作的活動、生産活動等の機会を提供します。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護を行う方が病気の場合などに、短期間、障害者福祉施設で必要な介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方であって、その必要性が高い方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
施設入所支援	障害者支援施設等に入所する方に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

●**訓練等給付**（障害支援区分：不要）

共同生活援助 （グループホーム）	主に夜間に共同生活を行う住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援 （Ａ型・Ｂ型）	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障害者へ就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

●地域相談支援給付（障害支援区分：不要）

地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者について、地域生活に移行するための活動に関する支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者について、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談、訪問、その他必要な支援を行います。

●障害児通所給付

児童発達支援	就学前児童を対象に、日常生活における基本的な動作指導、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	18 歳までの就学児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、学校などでの集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。

問合せ　▶　社会福祉課障害福祉係または各振興局市民福祉課

8 地域生活支援事業

障害のある方が身近なところでサービスを利用できるよう、地域の特徴を生かしたサービス体制をつくり、選択の幅を広げることにより、地域生活を支援します。
※各事業の利用にはそれぞれ要件があり、介護保険の適用が優先されるものもあります。利用される前にお問い合わせください。

● **相談支援事業**（p.7 参照）
障害者や家族の相談に応じます。

● **基幹相談支援センター**（p.7 参照）
身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童発達の総合的な相談支援を行います。

● **地域活動支援センター**（p.33 参照）
創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場を設けます。

● **成年後見制度**
精神上の障害（知的障害、精神障害など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように援助する制度です。

● **意思疎通支援事業**
意思の伝達に支援が必要な障害者等に対して、手話通訳者等を派遣する事業などを行います。

＜手話通訳者派遣事業＞
市内在住の方や団体・聴覚障害者が、社会や地域社会においてお互いの円滑なコミュニケーションを図るために、手話通訳者を派遣します。（個人は 7 日前までに申請が必要です）

＜手話通訳者設置事業＞
手話通訳者を豊岡市福祉事務所に配置して、聴覚障害の方や聴覚障害の方と意思疎通を図りたい方の手続き・相談をお受けします。

＜要約筆記者派遣事業＞
音声や手話で十分なコミュニケーションが取りづらい中途失聴者や難聴者、また市内在住の方や団体が、社会や地域社会においてお互いの円滑なコミュニケーションを図るために要約筆記者を派遣します。（個人は 7 日前までに申請が必要です）

● **移動支援事業**
社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

● **日中一時支援事業**
障害者（児）の家族の就労支援および障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした支援を行います。

● **身体障害者デイサービス事業**（※市の居宅生活支援事業で実施）
障害者（児）の日常生活における基本的な動作指導のための支援を行います。

● **訪問入浴事業**
訪問により、居宅において入浴サービスを提供し、障害者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る支援を行います。

● **日常生活用具給付事業**
在宅障害者（身体・知的・精神・難病等）に、自立した日常生活を支援する用具の給付を行います。
※事前に申請が必要ですので、ご相談ください。

【障害者等の給付対象用具】

障害	日常生活用具
視覚障害	視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用時計、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、地デジ対応ラジオ、眼鏡型文字読上げ器など
聴覚障害	聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、人工内耳体外部装置 など
肢体障害	便器、特殊マット、体位変換器、移動用リフト、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、居宅生活動作補助用具（用具の設置に伴う小規模な住宅改修）など
内部障害	透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、電気式たん吸引器、ネブライザー、 ストーマ装具(消化器系、尿路系)、紙おむつ　など
その他	火災警報器、自動消火器　など

【難病患者等の給付対象用具】

便器、特殊マット、特殊寝台、入浴補助用具、電気式たん吸引器　など

〔費用負担〕原則１割負担。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

問合せ　▶　社会福祉課障害福祉係または各振興局市民福祉課

9 障害福祉サービス事業所一覧（市内）

● 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

障害者（児）の相談、サービス等利用計画の作成等を行っています。

事業所名	所在地	連絡先	主たる対象者			
			身体	知的	精神	児童
豊岡市障害者相談支援事業所	〒668-0046 豊岡市立野町 12-12	TEL 26-6060 FAX 26-6070	○	○	○	○
北但広域療育センター 相談支援事業ぴあほくたん	〒668-0065 豊岡市戸牧 1029-11	TEL 22-8688 FAX 22-8811	○	○		○
生活支援センターほおずき	〒668-0065 豊岡市戸牧 1510-6	TEL 29-1717 FAX 24-6061			○	
出石精和園相談支援事業所	〒668-0221 豊岡市出石町荒木 1300	TEL 52-5288 FAX 52-5322	○	○	○	○
相談支援センター絆	〒668-0325 豊岡市但東町佐々木 1390-1	TEL 20-3081 FAX 54-0041	○	○	○	○
とよおか福祉会 相談支援事業所 凛	〒668-0027 豊岡市若松町 3-14	TEL 24-1570 FAX 24-8643	○	○	○	
NPO 法人ぷろじぇくと Plus 相談スペースポッシュ	〒668-0024 豊岡市寿町 8-40	TEL 37-8458 FAX 37-8459	○	○	○	○
豊岡市社会福祉協議会 豊岡北ケアプランセンター	〒669-6221 豊岡市竹野町須谷 1478	TEL 47-1426 FAX 47-1878	○	○	○	
豊岡市社会福祉協議会 日高ケアプランセンター	〒669-5361 豊岡市日高町栗山 468-1	TEL 43-4500 FAX 43-4510	○	○	○	
豊岡市社会福祉協議会 出石・但東ケアプランセンター	〒668-0263 豊岡市出石町福住 1302	TEL 53-2899 FAX 52-5716	○	○	○	
そらのおと	〒669-5305 豊岡市日高町祢布 891-2 日高健康福祉センター内	TEL 21-9168 FAX 20-3171	○	○	○	○

●介護給付

サービス種類	事業所名	所在地	連絡先
居宅介護 ・ 重度訪問介護	有限会社豊岡ケアサービス	梶原 350-5	TEL 29-0081 FAX 29-0082
	ニチイケアセンター豊岡	正法寺 613-1 クリア第１ビル１階	TEL 29-0278 FAX 24-5688
	ヘルパーステーション はぁと	九日市中町75	TEL 34-6830 FAX 34-6433
	豊岡市社会福祉協議会 豊岡ヘルパーステーション	城南町 23-6 豊岡健康福祉センター内	TEL 22-7810 FAX 24-4511
	豊岡市社会福祉協議会 竹野ヘルパーステーション	竹野町須谷 1478 竹野健康福祉センター内	TEL 47-1423 FAX 47-1878
	豊岡市社会福祉協議会 日高ヘルパーステーション	日高町祢布 891-2 日高健康福祉センター内	TEL 42-6830 FAX 42-4731
	豊岡市社会福祉協議会 出石ヘルパーステーション	出石町福住 1302 出石健康福祉センター内	TEL 52-3025 FAX 52-5716
	ヘルパーステーション おーる	小田井町 8-6	TEL 20-6278 FAX 20-6279
	ヘルパーステーション えがお	江本 396-1-102	TEL 24-4731 FAX 24-4733
	訪問介護ステーション 四つ葉のクローバー	中央町 4-12	TEL 24-3013 FAX 24-3213
居宅介護	ヘルパーステーションまんてん	京町5-21	TEL 23-0001 FAX 23-0002
	訪問介護ステーション みらい	下宮２-８	TEL 20-8114
	こもれび訪問介護事業所	日高町伊府 371-1	TEL 21-9105 FAX 21-9106
同行援護	有限会社豊岡ケアサービス	梶原 350-5	TEL 29-0081 FAX 29-0082
	豊岡市社会福祉協議会 豊岡ヘルパーステーション	城南町 23-6 豊岡健康福祉センター内	TEL 22-7810 FAX 24-4511
	豊岡市社会福祉協議会 竹野ヘルパーステーション	竹野町須谷 1478 竹野健康福祉センター内	TEL 47-1423 FAX 47-1878
	豊岡市社会福祉協議会 日高ヘルパーステーション	日高町祢布 891-2 日高健康福祉センター内	TEL 42-6830 FAX 42-4731
	豊岡市社会福祉協議会 出石ヘルパーステーション	出石町福住 1302 出石健康福祉センター内	TEL 52-3025 FAX 52-5716
	ヘルパーステーション おーる	小田井町 8-6	TEL 20-6278 FAX 20-6279

行動援護	ヘルパーステーション はぁと	九日市中町75	TEL 22-5255 FAX 22-5255
生活介護	デイサービスセンター楽々むら	城崎町楽々浦字深原419-1	TEL 32-0161 FAX 32-0171
	出石精和園成人寮	出石町荒木 1300	TEL 52-4811 FAX 52-4856
	出石精和園第２成人寮	出石町宮内 1031	TEL 52-3438 FAX 52-3439
	出石精和園第３成人寮	出石町宮内 1031	TEL 52-3438 FAX 52-3439
	とよおか作業所 愛・とーぷ	上陰 164	TEL 24-8877 FAX 24-8878
	じゃんぷ	大手町 7-9	TEL 23-3350 FAX 22-5255
	ワークホーム大地　陽だまり	出石町福住 1302 出石健康福祉センター内	TEL 52-6512 FAX 52-6519
	やすら樹	小田井町 8-6	TEL 20-6278 FAX 20-6279
	ゆとり	小田井町 4-6	TEL 20-1886 FAX 20-6279
	兵庫県社会福祉事業団 多機能型事業所 RakuRaku	出石町町分 21-3	TEL 20-1117 FAX 52-4107
	北但広域療育センター 生活介護事業	戸牧 1029-11	TEL 22-8688 FAX 22-8811
	ほっと	九日市中町 75	TEL 34-6436 FAX 22-5255
	POMhouse	野田 67	TEL 37-8500 FAX 24-1230
	れあれあ	九日市上町 518-1	TEL 34-6003 FAX 34-6433
短期入所	ほおずき寮短期入所事業所	戸牧 1510-6	TEL 29-1717 FAX 24-6061
	たじま荘障害者指定 短期入所事業所	日高町十戸 455	TEL 44-1730 FAX 43-4333
	出石精和園成人寮 短期入所事業所	出石町荒木 1300	TEL 52-4811 FAX 52-4856
	出石精和園第２成人寮 短期入所事業所	出石町宮内 1031	TEL 52-3438 FAX 52-3439
	出石精和園第３成人寮 短期入所事業所	出石町宮内 1031	TEL 52-3438 FAX 52-3439
	公立豊岡病院組合立豊岡病院 障害児短期入所事業所	戸牧 1094	TEL 22-6111 FAX 22-0088
	OHANA	九日市上町 210-1	TEL 34-6607 FAX 24-9085

短期入所	とよおか福祉会 グループホーム メゾン・ド・シトラス	若松町 5-27	TEL 37-8085 FAX 37-8082
	とよおか福祉会 グループホーム メゾン・ド・ステラ	正法寺 656-6	TEL 37-8086 FAX 37-8087
	久畑希望ヶ丘	但東町久畑 327-1	TEL 55-0701 FAX 20-7696
	そわか	江野 150	TEL 24-1361 FAX 24-1361
	LUANA	豊岡市九日市下町 550-2	TEL 34-6024
施設入所支援	出石精和園成人寮	出石町荒木 1300	TEL 52-4811 FAX 52-4856
	出石精和園第２成人寮	出石町宮内 1031	TEL 52-3438 FAX 52-3439
	出石精和園第３成人寮	出石町宮内 1031	TEL 52-3438 FAX 52-3439

●訓練等給付

共同生活援助	とよおか福祉会 グループホーム	若松町 5-27	TEL 37-8085 FAX 37-8082
	出石精和園 共同生活援助事業所	日高町浅倉 120-2	TEL 42-5859 FAX 42-5859
	ＯＨＡＮＡ	正法寺 542-14	TEL 24-5963 FAX 24-5963
	ほおずき寮 共同生活援助事業所	戸牧 1510-6	TEL 29-1717 FAX 24-6061
	久畑希望ヶ丘	但東町久畑 327-1	TEL 55-0701 FAX 20-7696
	そわか	江野 150	TEL 24-1361 FAX 24-1361
	グループホーム の～ら	出石町鳥居 785	TEL 20-1295 FAX 20-3295
	すきっぷ	山本 210-17	TEL 24-2460 FAX 24-8160
	グループホーム シャルマン	野田 25	TEL 24-3013 FAX 24-3213
	ハニーサックル	日高町栗栖野 150-1	TEL 20-2459
	まいほーむ	出石町日野辺 776-21	TEL 53-1515 070-8934-7074
	LUANA	豊岡市九日市下町 550-2	TEL 34-6024

自立訓練（生活訓練）	ほおずき寮多機能型事業所	戸牧 1510- 6	TEL 29-1717 FAX 24-6061
	豊岡ローカルカレッジ	豊岡市中央町 9 -17	TEL 090-2784-2241
就労継続支援（B 型）	とよおか作業所 郷・とーぷ	若松町 3-14	TEL 24-1570 FAX 24-8643
	和・とーぷ	若松町 5-43	TEL 37-8444 FAX 37-8446
	なかよし園	竹野町須谷 1466-1	TEL 47-1949 FAX 47-1959
	しょうがい者就労支援施設 楓の杜 工舎 くれ葉	竹野町林 600	TEL 48-0101 FAX 48-0808
	すいーつ	大手町 7-9	TEL 23-3350 FAX 34-6433
	の～ら	出石町鳥居 785	TEL 20-1295 FAX 20-3295
	ワークホーム大地 はこべハウス	出石町福住 1302 出石健康福祉センター内	TEL 52-6512 FAX 52-6519
	たじま聴覚障害者センター	城南町 23－6 豊岡健康福祉センター内	TEL 24-8008 FAX 24-8288
	しいの実作業所	城南町 23-6 豊岡健康福祉センター内	TEL 24-6060 FAX 24-6070
	ロマンハウス	中陰 376-12	TEL 23-0019 FAX 34-6020
	ほおずき寮多機能型事業所	九日市下町 158	TEL 22-6329 FAX 22-6329
	サポートきぼう	中陰 296-1	TEL 23-8720 FAX 23-8721
	ステップきぼう	若松町 8 - 4	TEL 20-1424 FAX 20-5068
	兵庫県社会福祉事業団 多機能型事業所 RakuRaku	出石町町分 21-3	TEL 20-1117 FAX 52-4107
	日高共同作業所	日高町祢布 1304-11	TEL 42-3968 FAX 42-3968
	らいふステーション らいふ	大手町 2-25 平野第 2 ビル	TEL 29-3087 FAX 24-1105
	就労継続支援事業所 ぷろじぇくと Plus	元町 11-1	TEL 37-8590 FAX 37-8591
	そら	日高町祢布 891-2 日高健康福祉センター内	TEL 20-3171 FAX 20-3171
	ドーナツワークス	立野町 10-19	TEL 34-8830

就労継続支援（B 型）	9th Factory	九日市上町 225	TEL 21-9143 FAX 20-1086
	ぶりっじ	福田 1223-12	TEL 20-1721 FAX 20-1721
	ドーナツワークス Dit	城南町 23-6 豊岡健康福祉センター３階	TEL 34-8411 FAX 34-8412

●地域生活支援給付

地域移行支援・地域定着支援	生活支援センター ほおずき	戸牧 1510-6	TEL 29-1717 FAX 24-6061
	北但広域療育センター 相談支援事業「ぴあほくたん」	戸牧 1029-11	TEL 22-8688 FAX 22-8811
	豊岡市障害者相談支援事業所	立野町 12-12	TEL 26-6060 FAX 26-6070

●障害児通所給付

児童発達支援	北但広域療育センター すまいる	戸牧 1029-11	TEL 22-8688 FAX 22-8811
	児童通所支援事業所 ぽけっと	出石町荒木 1300	TEL 52-6660 FAX 52-6660
	そらまめはうす	戸牧 3-1	TEL 20-8710 FAX 20-8710
	スパークとよおか	野田 144	TEL 22-3015 FAX 22-3132
	ハレノヒ	日撫 345-4　2 階	TEL 37-8048
	もあに	九日市上町 518-1	TEL 23-3830 FAX 34-6433
	スローウォーク ちゃれんじ	小田井 17-7	TEL 34-8610 FAX 34-8620
	れあれあ	九日市上町 518-1	TEL 34-6007 FAX 34-6433
放課後等デイサービス	北但広域療育センター トゥモロー	戸牧 1029-11	TEL 22-8688 FAX 22-8811
	ひみつきち	九日市上町 225	TEL 20-7731 FAX 20-1086
	児童通所支援事業所 ぽけっと	出石町荒木 1300	TEL 52-6660 FAX 52-6660

放課後等デイサービス	そらまめはうす	戸牧 3-1	TEL 20-8710 FAX 20-8710
	北但広域療育センター らみい	吉井 593-1	TEL 34-6268 FAX 34-6269
	スパークとよおか	野田 144	TEL 22-3015 FAX 22-3132
	どりぃ～む	日高町山本 133-23	TEL 34-8888 FAX 34-8876
	ハレノヒ	日撫 345-4　2 階	TEL 37-8048
	natural step	庄境 452	TEL 050-7109-1620 FAX 050-3588-7830
	もあに	九日市上町 518-1	TEL 23-3830 FAX 34-6433
	スローウォーク ちゃれんじ	小田井 17-7	TEL 34-8610 FAX 34-8620
	スローウォーク	小田井 17-7	TEL 34-8610 FAX 34-8620
	ここほーみぃ	日高町堀 293-8	TEL 21-9166 FAX 21-9167
	れあれあ	九日市上町 518-1	TEL 34-6007 FAX 34-6433
保育所等訪問支援	北但広域療育センター すまいる	戸牧 1029-11	TEL 22-8688 FAX 22-8811
	そらまめはうす	戸牧 3-1	TEL 20-9710 FAX 20-2626

●地域活動支援センター

地域活動支援センター	地域活動支援センター の～ら	出石町鳥居 785	TEL 20-1295 FAX 20-3295
	地域活動支援センター ぴあほのか	出石町町分 149-1	TEL 20-3803 FAX 20-3803
	地域活動支援センター ざくろ	城南町 23-6	TEL 24-8382
	地域活動支援センター てっせんの会	出石町小人 129-23	TEL 52-5642 FAX 52-5642
	地域活動支援センター ゆのはな	中陰 301-1	TEL 34-8684 FAX 34-8698
	地域活動支援センター ピース	野田 67	TEL 37-8500 FAX 24-1230
	生活支援センター ほおずき	戸牧 1510-6	TEL 29-1717 FAX 24-6061

10 手当等

◎市福祉金

次の等級の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、豊岡市に引き続き１年以上在住の方へ支給します。

〔支給額〕

手帳種別	等級	支給月額
身体障害者手帳	１、２級	2,000 円
療育手帳	A 判定	
精神障害者保健福祉手帳	１級	

〔支払月〕３月と９月に、それぞれ当月分までの６ヶ月分を支払います。
・手帳を併せ持つ方は、いずれかでの支給となります。
・振り込み先は必ず本人名義の口座となります。
・申請月の翌月からの支給となります。

問合せ ▶ 社会福祉課障害福祉係または各振興局市民福祉課

◎特別障害者手当

日常生活において常時特別の介護が必要な状態にある最重度の障害者で、20 歳以上の在宅の方に手当を支給します。

〔支給対象者〕
重度の障害が２つ以上重複している方や、重度の障害があり、かつ日常生活動作等に著しい支障をきたしている方。詳しくはお問い合わせください。
※所得制限があります。
※施設（障害者支援施設、特別養護老人ホーム等）に入所されている場合や、３ヶ月を超えて病院等に入院されている場合は受給できません。対象となる施設は、お問い合わせください。

〔支給額〕月額　30,450 円（2026 年度額）

〔支払月〕２月、５月、８月、11 月の４回に分けて、口座振込で支給されます。

問合せ ▶ 社会福祉課障害福祉係または各振興局市民福祉課

◎障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とする、20 歳未満の在宅の方に支給します。

〔支給対象者〕
精神または身体に重度の障害（身体障害者手帳１級程度の障害がある方や２級程度の障害がある一部の方。療育手帳 A のうち最重度の方など）があり、かつ日常生活において常時の介護を必要とする方。詳しくはお問い合わせください。
※所得制限があります。
※施設（障害児入所施設等）に入所されている場合、障害を事由とする年金を受けている場合は受給できません。対象となる施設はお問合せください。

〔支給額〕月額　16,560 円（2026 年度額）

〔支払月〕２月、５月、８月、11 月の４回に分けて、口座振込で支給されます。

問合せ　▶　社会福祉課障害福祉係または各振興局市民福祉課

◎特別児童扶養手当

身体または精神に障害のある 20 歳未満の児童を監護している父か母、または父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。

〔対象となる児童〕
20 歳未満で身体もしくは精神に重度障害または中度障害のある児童

〔支給額〕児童１人につき、重度障害児は月額 58,450 円（2026 年度額）
中度障害児は月額 38,930 円（2026 年度額）

〔支払月〕４月、８月、11 月

※所得制限があります。
※児童が児童福祉施設に入所している場合や、児童が公的年金を受けている場合は支給されません。

問合せ　▶　社会福祉課障害福祉係または各振興局市民福祉課

◎心身障害者扶養共済制度

身体障害者（児）（１～３級）および知的障害者（児）、精神障害者の保護者が、生存中毎月掛金を払い込む任意加入方式の保険制度で、保護者が死亡、または重度の障害者になったときに、残された障害者に年金が支給されます。

〔加入条件等〕
・加入できる方は、65 歳未満の健康な保護者です。
・掛金は１口につき月額 9,300 円～23,300 円です（加入限度は２口まで）。
・保護者が死亡、または重度の障害者となった場合、１口につき月額 20,000 円の年金が支給されます。

問合せ　▶　社会福祉課障害福祉係または各振興局市民福祉課

◎障害基礎年金

下記①から③の方が病気やけがなどで、国民年金法に定められた１級または２級の障害の状態になったときに受給できます（保険料納付要件等あり）。
① 国民年金の被保険者期間中に初診日のある病気やけがで障害者になったとき
② 初診日が 60 歳以上 65 歳未満で、日本国内に住んでいる方が障害者になったとき（ただし、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている方を除きます）
③ 20 歳前に初診日のある方が障害者になったとき

※障害基礎年金と身体障害者手帳・療育手帳の等級基準は異なります。

問合せ　▶　日本年金機構豊岡年金事務所　TEL：0796-22-0948　FAX：0796-29-2838
国保・年金課または各振興局市民福祉課

◎障害厚生年金

厚生年金保険の被保険者である方、またはあった方が、その期間内に生じた傷病により厚生年金保険法に定められた障害の状態となったときに受給できます（保険料納付要件あり）。
受給額は障害の程度により決定します。

問合せ　▶　日本年金機構豊岡年金事務所　TEL：0796-22-0948　FAX：0796-29-2838

◎特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されました。

〔支給対象者〕
（１）1991 年３月以前に国民年金任意加入対象であった学生
（２）1986 年３月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日※があり、現在、障害基礎年金１級、２級相当の障害に該当する方。ただし、65 歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。また、給付金を受けるためには、厚生労働大臣の認定が必要になります。

問合せ　▶　日本年金機構豊岡年金事務所　TEL：0796-22-0948　FAX：0796-29-2838
国保・年金課または各振興局市民福祉課

11 交通機関割引制度

◎ＪＲ・私鉄運賃割引

〔対象者〕身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方
〔利用方法〕乗車券等の購入時、または乗降の際や車内改札時に、乗車券とともに駅員に手帳を見せてください。

利用する方		きっぷの種類	割引率
第一種障害者	単独で利用する場合 （片道 100km を超えて利用する場合に限る）	普通乗車券	5 割引
	介護者とともに利用する場合	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券 （特別急行券は対象外）	本人、介護者とも 5 割引 （本人が小児定期乗車券の該当者の場合は、介護者に対してのみ 5 割引）
第二種障害者	単独で利用する場合 （片道 100km を超えて利用する場合に限る）	普通乗車券	5 割引
	12.歳未満の障害児が 小児定期乗車券によって 介護者とともに利用する場合	定期乗車券	介護者 5 割引

問合せ ▶ 利用する会社の窓口にお問い合わせください。

◎バス・乗合交通 運賃割引

手帳種別	利用する方	割引率	適用バス会社等
身体障害者手帳・療育手帳	第一種障害者（介護付）	本人・介護者とも 5 割引	兵庫県内のバス会社
	第二種障害者（本人）	5 割引	
精神障害者保健福祉手帳	所持者（本人）	5 割引	全但バス・コバス・イナカー・チクタク・たけの～る

※定期券の場合、３割引

問合せ ▶ 利用する会社の窓口にお問い合わせください。

◎タクシー運賃割引

兵庫県タクシー協会が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に、運賃の１割引を行っています。割引の適用範囲は、兵庫県内です。

〔利用方法〕乗務員に手帳を見せて割引を受けてください。

問合せ　▶　利用する会社の窓口にお問い合わせください。

◎福祉タクシー等共通利用券の交付

タクシーまたは市内を運行する路線バス・市営バス・乗合交通（全但バス・コバス・イナカー・チクタク・たけの～る）の利用料金のうち、１回の乗車につき、共通利用券により 1,000 円まで助成します。

※申請月から３月までの１年度分を、月４枚として一括で交付します。
　じん臓機能障害の方で、人工透析による定期的な通院が必要な方（医療機関による無料送迎がない方）は、月 13 枚の交付が可能です。

〔対象者〕
・身体障害者手帳１・２級所持者
・療育手帳 A 判定所持者
・精神障害者保健福祉手帳１級所持者

〔利用制限〕以下に該当する方は利用できません。
・自動車税・軽自動車税の減免を受けている方
・施設に入所されている方、入院中の方。
・豊岡市高齢者支援課の行う外出支援サービスを利用されている方

問合せ　▶　社会福祉課障害福祉係または各振興局市民福祉課

◎国内航空運賃割引

〔対象者〕
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた満３才以上の方およびその介護者１名。

〔購入方法〕
航空券を購入する場合に、航空会社支店、営業所または指定代理店の窓口で手帳を提示してください。

〔割引金額〕
各会社によって割引が異なりますので、利用する前に会社の窓口へお問い合わせください。

問合せ ▶ 利用する航空会社または指定代理店にお問い合わせください。

◎フェリー・定期航路などの乗船料金割引

各会社によって割引が異なりますので、利用する前に会社の窓口へお問い合わせください。

問合せ ▶ 利用する会社の窓口にお問い合わせください。

12 自動車関連サービス

◎有料道路通行料の割引

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方で下記の条件に該当し、割引手続きを行った場合、有料道路の通行料が割引されます。

※事前に申請が必要です。手帳を所持しているだけでは割引されません。

〔割引金額〕通常料金の半額

〔有効期限〕新規、変更の場合は、申請した日から２回目の誕生日まで。
更新の場合は、有効期限の２か月前から手続きができ、申請した日から３回目の誕生日まで（最長２年２ヶ月）。

〔対象範囲〕

・本人運転（身体障害者手帳をお持ちの方が自ら運転する場合）
⇒身体障害者手帳をお持ちの方全員

・介護運転（重度障害のある方が乗車し、移動のために介護者等が運転する場合）
⇒第１種の身体障害者手帳または第１種の療育手帳をお持ちの方

〔必要書類〕

必要なもの	必要な場合
身体障害者手帳または療育手帳	全員
自動車検査証、自動車検査証記録事項	自動車登録をする場合 ETC 利用登録をする場合
ETC カード（本人名義） ※20歳未満の方は保護者名義も可	ETC 利用登録をする場合
ETC 車載器セットアップ申込書・証明書	ETC 利用登録をする場合
運転免許証	本人運転が対象要件の場合 （＝身体障害者手帳の第２種の方）

※割賦購入（ローン）または長期リースにより自動車をご利用の方は契約書が必要です。

問合せ ▶ 社会福祉課障害福祉係または各振興局市民福祉課

◎兵庫ゆずりあい駐車場制度

障害のある方などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため兵庫県が県内共通の「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付する制度です。

〔対象となる駐車施設〕
公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの駐車場で「兵庫ゆずりあい駐車場」の案内標示がある駐車区画です。県内の対象施設は県のホームページでご覧いただけます。
なお、本県で交付した利用証は、他府県での同様制度の駐車施設でもご利用いただけます。

※県内の兵庫ゆずりあい駐車場の利用に関しては、「駐車禁止除外指定車標章」（公安委員会発行）を利用証として活用可能です。

〔利用証の交付対象〕
身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者、妊産婦、傷病人などで、歩行が困難な方。

〔利用証の申込み〕
申請書に必要事項を記入し、歩行が困難なことが確認できる書類を持参のうえ、申請窓口にご提出ください。

※対象者、確認書類等詳細については事前にお問い合わせください。

案内標示	駐車場での設置例	利用証

問合せ　▶ 豊岡健康福祉事務所 監査・福祉課　　TEL：0796-26-3669
社会福祉課障害福祉係　　TEL：0796-24-7033　FAX：0796-24-4516

◎駐車禁止除外指定車標章の交付

障害者本人が運転し駐車する場合、または障害者本人を同乗させて運転し駐車する場合に、県公安委員会が指定する駐車禁止区域に必要最小限の駐車を認め、生活の利便を図るため、駐車禁止除外指定車標章の交付を行います。（有効期間：３年間）

〔対象となる障害〕

●身体障害者手帳

・視覚障害　　１～４級
・聴覚障害　　２～３級
・平衡機能障害　３級
・移動機能障害　１～４級
・上肢不自由　　１～２級(※)
・下肢不自由　　１～４級
・体幹不自由　　１～３級
・内部障害・・・心臓、腎臓、呼吸器、小腸、免疫機能　１～４級
　　ぼうこう・直腸、肝臓機能　１～３級

(※)上肢不自由２級の該当は、両上肢の機能の著しい障害、または両上肢のすべての指を欠くもののみ

●療育手帳Ａ判定

●精神障害者保健福祉手帳１級

〔必要書類〕

申請書、手帳の写し、印鑑、現在お持ちの標章（更新の方のみ）
※代理の方が申請する場合、上記に加え、委任状と代理の方の身分証が必要です。

問合せ　▶　最寄りの警察署
公益財団法人兵庫県身体障害者福祉協会
TEL：078-242-4620　FAX：078-242-4260

◎自動車運転免許取得費の助成

自動車の運転免許を取得するための費用の一部を助成します。※事前相談が必須です。

〔対象者〕　市内に居住し、障害者手帳を所持し、自ら運転する方
（所得制限あり：世帯の所得税合計額 92,400 円以下）

〔助成額〕　自動車運転免許取得費用の 2/3 を助成し、100,000 円を限度とする

〔申請方法〕免許取得後１ヶ月以内に申請してください

問合せ　▶　社会福祉課障害福祉係または各振興局市民福祉課

◎身体障害者自動車改造費の助成

身体障害者が就労等に伴い、自らが所有し運転する車を、操作しやすいように改造する費用を助成します。※事前相談が必須です。

〔内　容〕　操行装置および駆動装置等の改造に要する費用

〔助成額〕　100,000 円を限度とする。

〔対象者〕　上肢・下肢・体幹機能障害の身体障害者手帳を所持し、所得制限限度額を超えない方で、就労等のため自ら運転する車を改造する必要のある方

問合せ　▶　社会福祉課障害福祉係または各振興局市民福祉課

13 税の減免、各種割引

◎各種税の軽減

障害者手帳を所持していることにより、所得税・住民税等の軽減を受けることができます。
※控除額等、詳細については下記までお問い合わせください。

問合せ ▶ 税務課市民税係または各振興局市民福祉課

◎自動車税等の減免

兵庫県および豊岡市では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（障害等について一定の条件があります。）の日常生活にとって不可欠な生活手段となっている自動車について、自動車税・軽自動車税の減免を実施しています。
※外出支援サービスまたは、福祉タクシー等共通利用券を利用している方については申請できません。

〔減免の対象となる自動車〕
次に掲げる自動車で、もっぱら障害者の方の移動手段として継続的に使用されるものが対象となります。
また、減免できる自動車は障害者の方１人に対して１台（軽自動車を含む）となっています。
①障害者の方またはその方の親族で生計を一にする方が取得または所有する自動車
②障害者の方のみの世帯（単身含む）の方が取得または所有する自動車で、その方を常時介護する方が運転する自動車

減免対象者の範囲等、詳細については下記にお問い合わせください。

問合せ ▶
〇自動車税
豊岡県税事務所　TEL：0796-23-1001(代)　FAX：0796-24-5403

〇軽自動車税
税務課市民税係または各振興局市民福祉課

◎障害者等のマル優（非課税貯蓄）制度

障害者等のマル優（非課税貯蓄）制度があります。詳細は各金融機関でお問い合わせください。

問合せ　▶　利用される金融機関の窓口

◎ごみ処理手数料の免除

加齢・疾病による身体機能の低下、または、身体障害・知的障害・精神障害により、日常生活を送るために長期にわたり「おむつ」または「尿取りパッド」を使用している方を対象に指定ごみ袋を交付しています。

申請には、ケアマネジャー、民生委員などの確認が必要です。

問合せ　▶　生活環境課生活環境係または各振興局市民福祉課

◎ＮＨＫ受信料の減免

〔全額免除〕

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合

〔半額免除〕

下記のいずれかに該当する世帯

① 視覚または聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で、NHK との契約者の場合

② 重度の障害のある方（身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ判定、精神障害者保健福祉手帳１級）が世帯主で、NHK との契約者の場合

※障害のある方が施設に入所している等、自宅にいない場合は、免除の対象とはなりません。

障害者手帳と印鑑をご持参の上、社会福祉課または各振興局市民福祉課で証明書の交付を受けて、下記へ提出してください。（申請書は窓口にあります）

問合せ　▶　NHK ふれあいセンター　TEL：0570-077-077　FAX：044-822-0005

◎ＮＴＴ無料番号案内

障害のため電話帳の使用が困難な視覚障害の方、聴覚障害の方、音声・言語・そしゃく機能障害の方、肢体不自由（上肢・体幹・脳性まひ）１・２級の方、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が利用できます。

事前に NTT 支店または営業所に申し込みが必要です。

問合せ　▶　NTT ふれあい案内　フリーダイヤル：0120-104-174

◎携帯電話基本料金等の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、携帯電話の基本料金等が割引となる場合があります。

各携帯会社へお問い合わせください。

問合せ　▶　契約されている携帯会社

◎観光施設等料金割引

施設により割引が異なるので、利用する各施設に直接お問い合わせください。

問合せ　▶　利用される施設の窓口

14 貸付制度

◎生活福祉資金の貸付

生活福祉資金貸付制度は、他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯などで、生活に一時的に困窮している世帯を対象に、必要な費用の一部を貸し付けるとともに、民生委員や社会福祉協議会による相談支援を行うことで、課題の解決や世帯の自立、社会参加の促進を図ります。

〔貸付の種類〕

・福祉資金

経済的な理由や障がいなどにより生活課題を抱えている世帯に対し、一時的な費用の貸付を行います。課題解決と世帯の自立支援を目的とした制度です。

・教育支援資金

学費の捻出が困難な低所得世帯の学生に対し、高等学校や大学などへの入学または在学中に必要な費用の貸付を行います。就学や将来の就労を支援する制度です。

・総合支援資金

生計中心者の失業などによって生計維持が困難となった世帯に対し、新たな仕事を探し、生活再建を行う間の生活費などの貸付を行います。自立に向けた取り組みを支援する制度です。

〔この制度を利用する際の留意点〕

・生計を同一にしている世帯への貸付です。
・他の給付制度や貸付制度が利用できる場合は、その制度が優先されます。
・支払い済み・契約済みの経費または他の負債への返済は貸付対象外です。
・貸付には審査があり、申込みから貸付の可否決定まで１カ月程度かかります。

問合せ ▶ 豊岡市社会福祉協議会本所または各支所

15 防災関係

◎災害時要援護者登録制度

災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握することが難しく、災害から自らを守るための避難行動等に支援を要する方（災害時要援護者）に対し、災害時における情報伝達、避難行動等の支援を受けることができる体制づくりを図る制度です。

〔災害時要援護者の登録要件〕

次のいずれかに該当する方です。（ただし、施設に入所されている方は除きます。）

① 介護保険法による要介護度が ３～５ の方
② 一人暮らし高齢者の方（※自力での避難情報収集、避難行動が困難な方）
③ 高齢者のみの世帯にある方（※自力での避難情報収集、避難行動が困難な方）
④ 身体障害者のうち、身体障害者手帳 １級または２級 の方
⑤ 知的障害者のうち、療育手帳 Ａ判定 の方
⑥ 精神障害者のうち、精神障害者保健福祉手帳 １級 の方
⑦ 上記①～⑥のいずれかに準じる状態にある難病患者やその他の方

〔災害時要援護者の区分〕

本制度では、要援護者を、身体等の状態および世帯の状況に応じて、次の二つに区分しています。名称、位置づけ、具体的基準は次のとおりです。

避難行動要援護者

災害時に、避難行動（誘導、搬送等）の支援が必要と思われる要援護者。上記登録要件の ①、④、⑤、⑥のいずれかに該当する方で、かつ、単身世帯または高齢者のみの世帯もしくは障害者のみの世帯のいずれかにある方が該当します。

情報伝達等要援護者

災害時に、情報伝達、安否確認等の支援が必要と思われる要援護者。「避難行動要援護者」以外の要援護者の方が該当します。

※原則として、登録申請（個人情報の提供に同意）された方を名簿に登録し、行政区（自主防災組織を含む）役員、消防団、民生委員にその名簿をお渡しすることで、災害時に誰が誰をどこへ避難させるのかを決めた「個別支援計画」の作成に地域で活用します。
※ただし、災害の程度、地域における支援体制その他事情により、希望する支援が受けられない場合があります。

問合せ ▶ 社会福祉課地域福祉係または各振興局市民福祉課

◎避難情報について

避難指示が出たら、全員危険な場所から避難を開始してください。
避難情報は、防災行政無線や市ホームページ、緊急速報メールなどでお知らせします。

警戒レベル	避難情報	取るべき行動
5	緊急安全確保	**命の危険　直ちに安全確保！** 直ちに避難を**終了**してください。
〈警戒レベル４までに必ず避難！〉		
4	避難指示	**危険な場所から全員避難** 安全な場所にすぐに避難を**開始**。
3	高齢者等避難	**危険な場所から高齢者等は避難** 高齢者や障害のある方など避難に時間のかかる人は安全な場所に避難を**開始**。高齢者以外は、避難の準備を。

低

※「緊急安全確保」が出たときには、すでに避難ができない状況になっていることがあります。
避難ができない時は近くのより安全な場所で命を守る行動をとってください。

防災マップで自宅等の災害リスクをご確認いただき、災害時ご自身が取るべき行動を今一度ご検討ください。

詳細については、市ホームページをご覧ください。
https://www.city.toyooka.lg.jp/bosai/1019913/index.html

〔避難先の考え方〕

◎『ひょうご防災ネット（メール版）』の登録

ひょうご防災ネットとは、災害の恐れがあるときや、災害が発生したときに高齢者等避難、避難指示などの「避難に関する情報」などの緊急情報や、地震、津波、気象警報など防災に関する様々な情報をメールでお知らせするサービスです。

※文字による情報を音声に変換できる機能を持つ携帯電話をご使用であれば、視覚に障害がある方や文字が読みにくい方の災害時の情報取得にも有効です。

〔登録方法〕

1　toyooka@bosai.net 宛てに空メールを送信してください。
または、下記二次元バーコードを読み取り、【かんたん登録はこちら！】から、空メールを送信してください。

2　空メールを送ると、まもなく返信メールが届きます。
空メールを送ったのに返信メールが届かない場合は、以下の原因が考えられます。

- パソコンからのメールを拒否していませんか？
- URL(http://で始まるもの)付きのメールを拒否していませんか？
- メールの指定受信をされていませんか？
  info@bosai.net からのメールを受信できるよう、携帯電話の設定をしてください。

3　メール本文内の「利用規約」を必ず読んでいただき、 同意される場合は、「利用規約に同意して登録する」を選択してください。

○スマートフォン用のアプリもあります。「ひょうご防災ネット」で検索してください。

問合せ　▶　危機管理課危機管理係　TEL：0796-23-1111　FAX：0796-24-5932

※携帯電話本体の操作に関するお問い合わせはご遠慮ください。
操作に関しては購入先の携帯電話会社にお問い合わせください。

◎災害時安心ファイル

災害時安心ファイルとは、災害等が起こったとき、障害のある方が適切に避難し、避難先で周囲の理解を得てサポートを受けられるように、連絡先、医療機関、服薬内容等を記載する「防災連絡カード」と、障害特性や配慮事項等を記載する「災害時安心カード」をファイルに挟んで、日頃から所持しておくものです。

〔配布の対象者〕
・障害のある方で、このファイルの所持を希望する方
・障害について理解してほしいこと、支援してほしいこと等を周囲に伝えることが困難な方
・周囲からは障害が分かりにくい方　など

問合せ　▶　社会福祉課障害福祉係

◎防災情報 FAX 等の利用

身体障害者手帳（聴覚障害）をお持ちで、豊岡市が行う防災無線・有線の放送が聴き取りにくい方に対し、災害時または、その恐れがある時にその放送内容を FAX か電子メールでお知らせします。
（※ご希望の方法による事前登録が必要です）

防災行政無線により放送した原稿を、以下の方法にて登録された方全員に必要に応じて一斉に送信します（FAX とメールの両方の登録可能）。

・FAX での一斉送信（複数回線）
・パソコンメールへの送信
・携帯電話メールへの送信　→（注意）メール受信できる文書量に限りがあるため、情報量が必要最小限になり、原稿を要約する時間によって情報の遅れが発生します。

問合せ　▶　社会福祉課障害福祉係または各振興局市民福祉課

◎聴覚障害者等緊急通報ＦＡＸ

身体障害者手帳（聴覚障害者・音声・言語障害）をお持ちの方で、急病、火災などの緊急事態の場合にスムーズに消防本部へ FAX で情報伝達ができるよう、緊急通報専用 FAX があります。
（※ただし、利用に際して事前登録が必要です。）

緊急通報
□手話通訳者が必要
○をつけてください
・救急車をお願いします
・火事です
消防車をお願いします
ケガ・病気をした人の名前 | 男・女 | 歳
○をつけてください
倒れている
胸痛
腹痛
おう吐
出血・ケガ
転倒
その他
来てほしい場所
あなたの名前
FAX番号
豊岡市消防本部 緊急通報専用FAX 24-4514

〔登録用件〕
① 身体障害者手帳所持者のうち、
　聴覚障害 1・2 級
　音声機能障害 3・4 級
　言語機能障害 3・4 級の方
② FAX をお持ちの方

問合せ ▶ 社会福祉課障害福祉係または
各振興局市民福祉課

◎NET119　緊急通報システム

スマートフォン等からインターネットを利用して 119 番通報できるシステムです。聴覚または音声・言語機能に障害があり、音声電話による通話が困難な方が、いつでも全国どこからでも消防本部へ音声によらない通報をすることができます。
（※ただし、利用に際しては事前登録が必要です。）

〔登録用件〕
①聴覚や音声および言語機能の障害によって音声での会話が困難な方
②スマートフォン・タブレット・フィーチャーフォンをお持ちの方
（フィーチャーフォンの場合、一部機能が制限されることがあります）

問合せ ▶ 社会福祉課障害福祉係

16 その他の制度

◎住宅改造費の助成「豊岡市人生いきいき住宅助成金」

身体状況に応じた住宅のバリアフリー改造の費用を助成します。

〔対象者〕
生計中心者が給与収入のみの方で前年分の給与収入金額が、800 万円以下の世帯、または生計中心者が給与収入のみ以外の方で前年分の所得金額が 600 万円以下の世帯で、次のいずれかに該当する世帯。
・介護保険制度による要支援または、要介護認定を受けた方の属する世帯
・身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が１級または２級の方の属する世帯
・療育手帳の交付を受け、障害の程度が「A」の方の属する世帯

〔対象経費〕
浴室・洗面所、便所、玄関、廊下・階段、居室、台所などのバリアフリー改造に要する費用

〔助成金額〕
住宅改造型：補助基準額に次表に掲げる世帯階層区分に応じた助成率を乗じた額

世帯階層区分		助成率
A	生活保護法による被保護世帯	３／３
B	前年分の所得税非課税世帯のうち市民税非課税の世帯	９／１０
C	前年分の所得税非課税世帯のうち市民税均等割のみ課税の世帯	９／１０
D	前年分の所得税非課税世帯のうち市民税所得割課税の世帯	２／３
E	生計中心者が前年分所得税課税で所得税額が７万円以下の世帯	１／２
F	生計中心者の前年分所得税額が７万円を超える世帯	１／３

※補助基準額…改造に要した対象経費の額と 100 万円を比較し、少ない方の額から介護保険制度等の住宅改修費支給限度基準額（20 万円）または、障害者日常生活用具給付限度基準額（20 万円）を控除した額

・工事着工前の申請が必要です。
・住まいの改良相談員が認めた工事で、初めての介護保険制度等の住宅改修と一体的に工事を実施すること。

問合せ ▶ 介護保険課

◎ヘルプマーク・ヘルプカードの交付

内部障害や難病の方、妊娠中の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわかりにくい方が、周囲の方から援助や配慮を受けやすくなるよう身につけるものです。

〔対象者〕
障害（身体・知的・発達・精神）、難病、妊娠中、高齢、傷病等により、援助や配慮を必要としている方
※障害者手帳や要介護認定等の有無は問いません。

〔交付先・交付方法〕
窓口にて申請、交付。郵送・FAX・メールの場合は、交付申請書を社会福祉課までお送りください。（電話での申請は受付できません。）
なお、ヘルプカードのみ兵庫県ホームページよりダウンロードできます。

問合せ ▶ 社会福祉課障害福祉係または各振興局市民福祉課

◎補聴器購入費助成

18 歳以上の中等度難聴者に対し、補聴器購入費用の一部を助成します。

〔対象者〕次のすべてに該当する方
- 市内に住民登録がある 18 歳以上の方
- 聴覚障害による身体障害者手帳交付の対象とならない方
- 聴力が両耳とも 40 デシベル以上の方
- 耳鼻咽喉科の医師から補聴器使用の必要性を認められた方
- 過去にこの助成を受けたことがない方

〔助成額〕上限 30,000 円

〔必要書類〕申請書、医師意見書、見積書、補聴器の型番が分かる書類
※必ず事前申請してください。

問合せ ▶ 65 歳以上の方：高齢者支援課 / 18～64 歳の方：社会福祉課障害福祉係

◎福祉用具の貸出し

豊岡市社会福祉協議会では、一時的に福祉用具が必要となった方に、車いすや松葉杖などを貸し出しています。

問合せ ▶ 豊岡市社会福祉協議会本所または各支所

◎広報紙朗読 CD の配布

豊岡市広報、議会だよりの朗読 CD を市内に在住する視覚障害者の方に郵送します。

問合せ　▶　社会福祉課障害福祉係または各振興局市民福祉課

◎読書支援サービス

豊岡市立図書館では、読書に不便を感じる方への支援として、点訳図書・音訳図書（デイジー含む）・大活字図書・ＬＬブック（読みやすい工夫がされた図書）の貸出を行っています。

また、視覚に障害がある方への郵送貸出を行っています。

問合せ　▶　豊岡市立図書館　TEL：0796-23-6151　FAX：0796-24-1819

◎磁気ループシステムの設置・貸出し

磁気ループとは、難聴の方の聞こえを支援する設備です。周りの騒音、雑音に邪魔されずに目的の音・声だけを正確に聞きとることができます。

〔カウンター型磁気ループシステムの設置場所〕
窓口サービス課、社会福祉課、介護保険課、健康増進課、図書館、各振興局

〔携帯型磁気ループシステムの貸出場所〕
総務課、社会福祉課、市民プラザ、市民会館（休館中）、各振興局

問合せ　▶　社会福祉課障害福祉係または各振興局市民福祉課

◎ニュースポーツ体験・用具の貸出し

ニュースポーツの体験を希望される方に、豊岡市スポーツ推進委員の派遣やニュースポーツ用具の貸し出しを行っています。

問合せ　▶　文化・スポーツ振興課　　TEL：0796-21-9023　FAX：0796-22-3872

◎郵便による不在者投票制度

下記に該当する身体障害者手帳をお持ちの方は、選挙のときに自宅等で郵便による不在者投票を行うことができます。（事前に郵便投票証明書の交付申請が必要です）

① 両下肢、体幹または移動機能の障害１級・２級
② 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害１級・３級
③ 免疫若しくは肝臓の障害１～３級
④ 介護保険の被保険者証の要介護状態区分要介護５

問合せ ▶ 選挙管理委員会事務局　TEL：0796-23-5454　FAX：0796-24-2575

◎自動車事故対策機構による介護料の支給

自動車事故が原因で、脳、脊髄または胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害があるため、日常生活動作について常時または随時の介護が必要な方に、自動車事故対策機構から介護料が支給されます。

問合せ ▶ 独立行政法人自動車事故対策機構兵庫支所
TEL：078-271-7601　FAX：078-271-7603

◎日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

在宅で生活し、自分ひとりで判断することに不安のある方を対象に、福祉サービスを利用する際のさまざまな判断や手続き、預金の出し入れ、日常生活に必要な福祉サービスの利用料や公共料金の支払い、預金通帳や大切な書類の管理などをお手伝いする事業です。

問合せ ▶ 豊岡市社会福祉協議会本所または各支所

◎サポートファイル

障害や特性があり継続した支援を必要とする方へ、継続的な支援を行うために、保護者と支援機関、支援機関と支援機関の連携の手段として活用するためのものです。（支援機関とは、その方の所属する学校や福祉サービス事業所等のことです。）

支援に必要な情報を関係機関で共有することで、一貫した支援に役立てていきます。

〔対象者〕

障害や特性があり継続した支援を必要とする方（診断のついていない方も含む）

・未就学児（０歳児～４歳児）
・次年度小学校入学予定者（５歳児）
・小、中学校在籍者
・他市町村でサポートファイルを作成し、豊岡市に転入した児童、生徒

〔申込み方法〕

対象となる幼児、児童、生徒の保護者は、所属する園、学校または北但広域療育センターにお申し込みください。

申請された翌年度初めにサポートファイルを発行します。

※未就学児（０歳児～４歳児）は随時作成。

問合せ　▶　社会福祉課障害福祉係

◎青い鳥学級

義務教育終了年齢以上の視覚障害がある方を対象に、学びと交流の場として、青い鳥学級を開設しています。

内容は、音楽鑑賞や社会見学、そば打ちなどで、年間７回程度、日高地区コミュニティセンターなどで活動しています。

問合せ　▶　青い鳥学級運営委員会　大江　TEL：090-5890-0554
教育総務課　TEL：0796-24-8113　FAX：0796-24-4669

◎くすの木学校

義務教育終了年齢以上の障害がある方を対象に、学びと交流の場として、くすの木学校を開設しています。

内容は、調理実習や軽スポーツ、バス遠足などで、毎月１回程度、豊岡地区コミュニティセンターなどで活動しています。

問合せ　▶　くすの木学校運営委員会　宮下　TEL：070-2283-2695
教育総務課　TEL：0796-24-8113　FAX：0796-24-4669

17 セルフヘルプグループ一覧

セルフヘルプグループとは、共通の問題を抱えている人同士で思いや体験を話し合って、悩みや苦しみを分かち合い、相互に支えあうことを目的として集まるグループのことを指します。

団体名	連絡先
豊岡市身体障害者福祉協会	城南町 23-6　豊岡健康福祉センター１階 TEL：0796-24-3019　FAX：0796-24-4503 ※月曜・金曜のみ
豊岡市精神障害者家族連合会	中陰 376-12　豊岡卸団地（ロマンハウス内） TEL：0796-23-0019
たじま聞こえに難しさのある 子供を持つ親の会　ぐるんぱの会	城南町 23-6　豊岡健康福祉センター2 階 （たじま聴覚障害者センター内） TEL：0796-24-8008　FAX：0796-24-8288
ダウン症児と家族の会 テクテク	メール：tekutekutajima@yahoo.co.jp
発達障がいについて考える会 こはく	TEL：0796-23-1378（代表　石垣）
和田山断酒会豊岡支部	TEL：090-1675-8395（会長　居相） 080-6163-2653（豊岡支部長　土肥）
ギャンブル依存症 回復支援団体ホープ	メール：koutani1030@gmail.com

18 割引施設一覧

◎入浴施設

(1)　城崎温泉（外湯）

対象施設	地蔵湯、柳湯、一の湯、御所の湯、まんだら湯、鴻の湯（さとの湯は長期休業中）
対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方
利用方法	浴場受付で、手帳または障害者手帳アプリ「ミライロ ID」を提示 ※城崎地域在住で「住民入浴 IC カード」をご利用の方は、事前に城崎温泉課で減免申請（手帳の写しの提出）が必要です。
料金	大人（中学生以上）800 円→480 円、子ども 400 円→240 円 ※城崎地域在住で「住民入浴ＩＣカード」をご利用の場合は住民入浴料の半額 ※豊岡市在住（城崎地域は除く）の場合は「市民入浴料」の方が安くなります。 「豊岡市在住であることを証明できる身分証明書」を浴場受付で提示：420 円 「市民入浴 IC カード」をご利用の方：360 円 入浴 IC カードは「城崎温泉課窓口」または「オンライン申請」で発行できます。
利用時間（休館日）	㊞　7：00～23：00（月曜日休館）　㊞ 15：00～23：00（木曜日休館） ㊀　7：00～23：00（水曜日休館）　㊞　7：00～23：00（木曜日休館） ㊟ 15：00～23：00（水曜日休館）　㊞　7：00～23：00（火曜日休館） ※最終受付時間　22：30 ※都合により営業時間・休館日を変更する場合があります。
問合せ	城崎振興局 城崎温泉課　　豊岡市城崎町桃島 1057 番地の 1 TEL：0796-21-9070　FAX：0796-32-2766

(2)　神鍋温泉ゆとろぎ

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方（本人のみ）
利用方法	利用時に受付にて手帳を提示
料金	通常料金から100円引 ・大人（中学生以上）800円→700円 ・小人（３歳～小学生）500円→400円　　※３歳未満無料
利用時間（休館日）	平　　日／13：00～21：00（受付終了 20：30） 土日祝日／12：00～21：00（受付終了 20：30） 休 館 日／毎週水曜日（祝日の場合は翌日）　※繁忙期不定休、要問合せ
問合せ	神鍋温泉ゆとろぎ　兵庫県豊岡市日高町栗栖野 59 番地の 13 TEL：0796-45-1515　FAX：0796-45-1338 メール：michinoeki@michinoeki-kannabe.com

◎美術館・博物館等

(1)　美術館－伊藤清永記念館－

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方
利用方法	入館時に受付にて手帳または障害者手帳アプリ「ミライロ ID」を提示
料金	一般：500円の半額　　学生：300円の半額 対象となる手帳を所持されている方の介護者１名も半額になります。 ※特別展期間中の料金は別途
利用時間 （休館日）	開館時間／9：30～17：00（最終入館 16：30） 休 館 日／毎週水曜日（祝日の場合は翌日）、12 月 28 日～１月４日、展示替期間
問合せ	豊岡市立美術館－伊藤清永記念館－　　豊岡市出石町内町 98 番地 TEL：0796-52-5456　FAX：0796-53-2088 メール：itoh-museum@city.toyooka.lg.jp

(2)　歴史博物館－但馬国府・国分寺館－

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方
利用方法	入館時に受付にて手帳または障害者手帳アプリ「ミライロ ID」を提示
料金	一般：500円の半額　　学生：300円の半額　　小中学生：250円の半額 対象となる手帳を所持されている方の介護者１名も半額になります。
利用時間 （休館日）	開館時間／9：00～17：00（最終入館 16：30） 休 館 日／毎週水曜日（祝日の場合は翌日）、12 月 28 日～１月４日、展示替期間
問合せ	豊岡市立歴史博物館－但馬国府・国分寺館－　　豊岡市日高町祢布 808 番地 TEL：0796-42-6111　FAX：0796-42-6112 メール： kokubunjikan@city.toyooka.lg.jp

(3)　日本・モンゴル民族博物館

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方
利用方法	入館時に受付にて手帳または障害者手帳アプリ「ミライロ ID」を提示
料金	一般：500円の半額　　学生：300円の半額　　小中学生：250円の半額 対象となる手帳を所持されている方の介護者１名も半額となります。
利用時間 （休館日）	開館時間／9：30～17：00（最終入館 16：30） 休 館 日／毎週水曜日（祝日の場合は翌日）、12 月 28 日～１月４日
問合せ	日本・モンゴル民族博物館　　豊岡市但東町中山 711 番地 TEL：0796-56-1000　FAX：0796-56-1022 メール：monpaku@city.toyooka.lg.jp

(4)　豊岡市立城崎文芸館

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方
利用方法	入館時に受付にて手帳または障害者手帳アプリ「ミライロ ID」を提示
料金	一般（15歳以上で生徒以外）　　500円の半額 生徒（中学、高校およびこれに準ずる学校の生徒）　300円の半額
利用時間 （休館日）	開館時間／9：00～17：00（最終入館 16：30） 休 館 日／毎週水曜日、12 月 31 日～１月１日
問合せ	豊岡市立城崎文芸館　　豊岡市城崎町湯島 357 番地の１ TEL：0796-32-2575　FAX：0796-32-3005

(5)豊岡市立城崎麦わら細工伝承館

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方
利用方法	入館時に受付にて手帳または障害者手帳アプリ「ミライロ ID」を提示
料金	一般（15歳以上で生徒以外）　　500円の半額 生徒（中学、高校およびこれに準ずる学校の生徒）　300円の半額
利用時間 （休館日）	開館時間／10：00～16：00（最終入館 15：30） 休 館 日／毎週水曜日、１２月 31 日～１月１日
問合せ	豊岡市立城崎麦わら細工伝承館　　豊岡市城崎町湯島 376 番地の１ TEL/FAX：0796-32-0515

（６）植村直己冒険館

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方
利用方法	入館時に受付にて手帳または障害者手帳アプリ「ミライロ ID」を提示
料金	ミュージアムエリア 高校生以上：550円の半額　　３歳～中学生：330円の半額 ※市内小中学生は無料 どんぐり base（割引なし） 高校生以上：330円　　３歳～中学生：550円 ※いずれも３歳未満は無料
利用時間 （休館日）	開館時間／9：00～17：00（最終入館 16：30） 休 館 日／毎週水曜日（祝日の場合は翌日）、１２月 29 日～１月３日
問合せ	植村直己冒険館　　豊岡市日高町伊府７８５番地 TEL：0796-44-1515　FAX：0796-44-1514 メール：info@boukenkan.com

◎公園

豊岡市立玄武洞公園

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方
利用方法	入館時に受付にて手帳または障害者手帳アプリ「ミライロ ID」を提示
料金	一般：500円の半額　　学生：300円の半額 ※中学生以下無料
利用時間 （休園日）	開園時間／9：00～17：00（最終入園 16：30） 休 園 日／12 月 29 日～１月３日
問合せ	TEL：0796-22-4774　FAX：0796-22-4774

ご存知ですか？障害者に関するマークについて

障害者のための
国際シンボルマーク

障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。

※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。

▶公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会
TEL：03-5273-0601　FAX：03-5273-1523

盲人のための
国際シンボルマーク

世界盲人会連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。

視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。

▶社会福祉法人日本盲人福祉委員会　　TEL：03-5291-7885

身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

▶警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課
警察庁 TEL：03-3581-0141（代）
豊岡交通安全協会　TEL/FAX：0796-22-1911

聴覚障害者標識

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。マークの表示は義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや急な割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

▶警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課
警察庁 TEL：03-3581-0141（代）
豊岡交通安全協会　TEL/FAX：0796-22-1911

ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。

補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。

補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。

▶厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
TEL：03-5253-1111（代）　FAX：03-3503-1237

耳マーク

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。

聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いします。

▶一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
TEL：03-3225-5600　FAX：03-3354-0046

オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。

オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いします。

▶公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
TEL：03-3221-6673　FAX：03-3221-6674

ハート・プラスマーク

「身体内部に障害がある人」を表しています。

身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。

内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮についてご理解、ご協力をお願いします。

▶特定非営利活動法人ハート・プラスの会　　TEL：080-4824-9928

「白杖 SOS シグナル」
普及啓発シンボルマーク

（社会福祉法人日本盲人会連合推奨マーク）

白杖を頭上 50cm 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

白杖による SOS のシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをお願いします

※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖により SOS のシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをお願いします。

▶岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課
TEL：058-214-2138　FAX：058-265-7613

手話マーク

きこえない・きこえにくい人が手話言語でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共および民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話言語による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。

きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「手話言語で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話言語で対応します」等の意味になります。

▶一般財団法人全日本ろうあ連盟　　TEL：03-3268-8847　FAX：03-3267-3445

筆談マーク

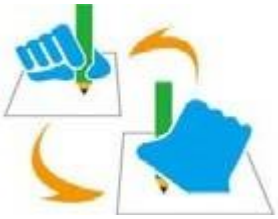

きこえない・きこえにくい人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共および民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。

きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。

▶一般財団法人全日本ろうあ連盟　　TEL：03-3268-8847　FAX：03-3267-3445

障害者雇用支援マーク

公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。

そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。

▶公益財団法人ソーシャルサービス協会 IT センター
TEL：052-218-2154　FAX：052-218-2155

【出典】内閣府ホームページ（https://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html）
公益財団法人ソーシャルサービス協会 IT センターホームページ
（http://www.social.or.jp/itcenter/works/mark.html）

●障害程度別該当事業一覧表

		相談員			医療・療育						自立支援給付			生活支援	手　当							交通機関						自動車					減免・割引							貸付	防　災				その　の　他								
制度・事業		身体障害者相談員	知的障害者相談員	精神障害者相談員	重度障害者医療費の助成	高齢重度障害者医療費の助成	障害認定による後期高齢者医療制度の適用	精神通院医療	更生医療	育成医療	身体障害者（児）補装具費	軽・中度難聴児補聴器購入費等助成	介護給付・訓練等給付・障害児通所給付	地域生活支援事業	市福祉金	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	心身障害者扶養共済制度	障害基礎年金・障害厚生年金	特別障害給付金	JR私鉄運賃割引	バス・乗合交通運賃割引	タクシー運賃割引	福祉タクシー等共通利用券	国内航空運賃割引	フェリー等の乗船料金割引	有料道路通行料の割引	兵庫ゆずりあい駐車場制度	駐車禁止除外指定車標章の交付	自動車運転免許取得費の助成	身体障害者自動車改造費の助成	各種税の軽減	自動車税等の減免	ごみ処理手数料の免除	NHK受信料の減免	NTT無料番号案内	携帯電話基本料金等の割引	観光施設等料金割引	生活福祉資金の貸付	災害時要援護者登録制度	災害時安心ファイル	防災情報FAX等の利用	聴覚障害者等緊急通報FAX	住宅改造費の助成	ヘルプマーク・ヘルプカード	補聴器購入費助成	広報紙朗読CDの配布	読書支援サービス	ニュースポーツ体験・用具の貸与	郵送による不在者投票制度	青い鳥学級	くすの木学校
本文ページ		12	12	13	15	15	16	17	17	17	18	19	20	24	34	34	35	35	36	36	37	38	38	39	39	40	40	41	42	43	44	44	45	45	46	46	47	47	47	48	49	52	52	53	54	55	55	56	56	56	57	58	58
身体障害者手帳	視覚障害 1	○			○	○	○		△	△	△	身体障害者手帳の交付対象とならない者	○	△	○	△	△	△	△	△	△	○	○	○	△	○	△	△	○	○	△		△	△		△	○	△	△	△	○	○			△	○	身体障害者手帳の交付対象とならない者	○	○	△		△	△
	2	○			○	○	○		△	△	△		○	△	○	△	△	△	△	△	△	○	○	○	△	○	△	△	○	○	△		△	△		△	○	△	△	△	○	○			△	○		○	○	△		△	△
	3	○					○		△	△	△		○	△		△		△	△	△	△	○	○	○		○	△	△	○	○	△		△	△		△	○	△	△	△		○				○		○	○	△		△	△
	4	○							△	△	△		○	△		△						○	○	○		○	△	△	○	○	△		△	△		△	○	△	△	△		○				○		○	○	△		△	△
	5	○							△	△	△		○	△		△						○	○	○		○	△	△			△		△			△	○	△	△	△		○				○		○	○	△		△	△
	6	○							△	△	△		○	△		△						○	○	○		○	△	△			△		△			△	○	△	△	△		○				○		○	○	△		△	△
	聴覚又は平衡機能障害 2	○			○	○	○		△	△	△		○	△	○	△	△	△	△	△	△	○	○	○	△	○	△	△	○	○	△		△	△		△	○	△	△	△	○	○	○	○	△	○				△			△
	3	○					○		△	△	△		○	△		△		△	△	△	△	○	○	○		○	△	△	○	○	△		△	△		△	○	△	△	△		○	○				○				△			△
	4	○							△	△	△		○	△		△						○	○	○		○	△	△			△		△	△		△	○	△	△	△		○				○				△			△
	5	○							△	△	△		○	△		△						○	○	○		○	△	△	○		△		△	△		△	○	△	△	△		○	○				○				△			△
	6	○							△	△	△		○	△		△						○	○	○		○	△	△			△		△			△	○	△	△	△		○	○				○				△			△
	音声障害 3	○					○		△	△	△		○	△		△		△	△	△	△	○	○	○		○	△	△			△		△	△		△	○	△	△	△		○			○		○				△			△
	4	○					△		△	△	△		○	△		△						○	○	○		○	△	△			△		△			△	○	△	△	△		○			○		○				△			△
	肢体不自由 1	○			○	○	○		△	△	△		○	△	○	△	△	△	△	△	△	○	○	○	△	○	△	△	○	○	△	△	△	△	△	△	○	△	△	△	○	○			△	○			△	△	△		△
	2	○			○	○	○		△	△	△		○	△	○	△	△	△	△	△	△	○	○	○	△	○	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	△	○	○			△	○			△	△	△		△
	3	○					○		△	△	△		○	△		△		△	△	△	△	○	○	○		○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△		○				○			△	△			△
	4	○					△		△	△	△		○	△		△		△		△	△	○	○	○		○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△		○				○			△	△			△
	5	○							△	△	△		○	△		△						○	○	○		○	△	△	△		△	△	△	△	△	△		△	△	△		○				○			△	△			△
	6	○							△	△	△		○	△		△						○	○	○		○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△		○				○			△	△			△
	内部障害 1	○			○	○	○		△	△	△		○	△	○	△	△	△	△	△	△	○	○	○	△	○	△	△	○	○	△		△	△	△	△		△	△	△	○	○			△	○				△	△		△
	2	○			○	○	○		△	△	△		○	△	○	△	△	△	△	△	△	○	○	○	△	○	△	△	○	○	△		△	△	△	△		△	△	△	○	○			△	○				△	△		△
	3	○					○		△	△	△		○	△		△		△	△	△	△	○	○	○		○	△	△	○	○	△		△	△	△	△		△	△	△		○				○				△	△		△
	4	○							△	△	△		○	△		△		△				○	○	○		○	△	△	○	△	△		△	△	△	△		△	△	△		○				○				△			△
療育手帳	A		○		○	○	○						○	△	○	△	△	△	△	△	△	○	○	○	△	○	△	△	○	○	△		△	△	△	△	○	△	△	△	○	○			△	○				△			△
	B1		○				△						○	△		△		△	△	△	△	○	○	○		○	△				△		△	△	△	△	○	△	△	△		○				○				△			△
	B2		○				△						○	△		△		△	△			○	○	○		○	△				△		△		△	△	○	△	△	△		○				○				△			△
精神障害者保健福祉手帳	1			○	○	○	○	○					○	△	○	△			△	△	△	○	△	○	△	○	△		○	○	△		△	△	△	△	○	△	△	△	○	○				○				△			△
	2			○			○	○					○	△		△			△	△	△	○	△	○		○	△				△		△		△	△	○	△	△	△		○				○				△			△
	3			○				○					○	△		△			△	△	△	○	△	○		○	△				△		△		△	△	○	△	△	△		○				○				△			△
所得制限					有	有		有	有	有	有		有	有	有	有	有	有													有	有				有				有					有								

○：該当、△：一部該当（条件により可否が変わるもの）、空白：非該当

※サービスを利用できる条件がありますので、事前にお問い合わせください。